

所長指示第2号

平成30年1月4日

福岡拘置所長

差入金品の引取り等に係る実施要領について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する差入金品の引取り等に係る実施要領について、下記のとおりとし、本年1月15日から施行する。

なお、平成29年2月2日付け所長指示第2号「差入金品の引取り等に係る実施要領について」は、廃止する。

記

1 引取りを求める差入金品

差し入れられる現金又は物品が、以下のいずれかに該当するものであるとき。

- (1) 被収容者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- (2) 交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。
- (3) 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
- (4) 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- (5) 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。
- (6) 保管に不便なもの、腐敗若しくは滅失するおそれがあるもの、又は危険を生ずるおそれがあるものであるとき。
- (7) 差入制限数量を超過した物品であるとき。
- (8) 指定業者を通じての差入れしか認めていない物品であるとき。
- (9) 前記(1)ないし(8)のいずれにも該当せず、交付可能な金品であって、被収容

者が受取を拒絶したとき。

## 2 初回の差入れの場合の処理

前記 1 の(7)に該当する場合、1 回目限り、差入れは受け付け、差入人には通知文(別紙 1)を送付して 2 回目以降は引取りを求めるものとする。ただし、差入物品 1 品目につき、制限数量をおおむね 20 点以上超過している場合、1 回目の差入れであっても別紙 2 の依頼文を送付し引取りの方法を調査して、その引取りを求めるものとする。

## 3 引取りを求める方法等

(1) 前記 1 のうち、(5)、(7)の 2 回目以降及び(8)に該当する場合には、差入人に別紙 2 の依頼文を、それ以外の場合には、別紙 3 の依頼文を送付して、引取りの方法を調査し、引取りを求めるものとする。

(2) 前記 1 の(1)ないし(4)のいずれかに該当する場合であって、かつ、差入人の所在が明らかでないために引取りを求めることができないときは、その旨を公告し、公告した日から 6 か月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは、国庫に帰属する。

なお、公告については、公告文(別紙 4)を当所表門前掲示板及び表門待合室掲示板に 14 日間掲示するものとする。

(3) 前記 1 の(5)ないし(8)のいずれかに該当する場合であって、差入人の所在が明らかでないために引取りを求めることができないとき、又は、差入人に引取りを求めることが相当でないときは、被収容者に対し、宅下げ又は廃棄等の処分を行うよう求めるものとする。

なお、処分を求めておおむね 1 か月を経過しても、被収容者が宅下げ等の処分を行わなかった場合には、売却の上、その代金を領置することとし、売却できないものについては、廃棄するものとする。

## 4 差入物品受付票

差入れされた物品については、差入物品受付票(別紙 5)に差入人の住所、氏名等必要事項を記録し、差入人に引取りを求める場合、依頼文とともに送付するものとする。

## 5 差入人の調査

(1) 前記 1 の(2)及び(4)に該当する場合など、差入人本人への調査等が必要な場

合には、差入人に照会文（別紙6）を送付するものとする。

- (2) 調査の結果、前記1の(2)に当たるときは、差入判定簿（別紙7）により差入れの許否判断を行い、不許可判定の場合には、引取手段等の意向を確認のため、差入人に別紙2の依頼文を送付し、引取りを求めるものとする。

なお、差入判定簿については、前記1の(2)に当たらない場合で、取扱いに疑義が生じたときなどにも使用できるものとする。

- (3) 調査の結果、差入人に引取りを求めることができないときは、前記3の(2)と同様の方法により公告するものとする。

#### 6 引取りを求めた後の処理等

- (1) 前記2、3の(1)及び5の(2)により引取りを求めたり、調査したりして、処理中となった差入金品は、仮留金品として仮留金品書留簿（別紙8）に記録し、差入人から回答のあった依頼文等を添付して処理の経過及びそのてん末を明確にしておくものとする。

- (2) 引取りを求める依頼文及び照会文の返信期限は、発送日からおおむね14日以内とし、依頼文等が宛名人不在等で返送された場合には、前記1の(5)ないし(8)のいずれかに該当したことにより引取りを求めたものを除き、公告するものとする。

- (3) 前記1の(5)ないし(8)のいずれかに該当したことにより引取りを求めたものについて、差入人が引取りを拒んだり、依頼文等が宛名人不在等で返送されたりした場合には、差入れの対象となった被収容者本人に、前記3(3)と同様に、おおむね1か月以内に親族その他相当と認める者への宅下げや廃棄等の処分を行うよう求め、そのてん末を仮留金品書留簿に記録すること。

- (4) 差入人に引取りを求めた日、又は公告をした日から起算して6か月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは、当該金品は国庫帰属の手続を行い、仮留金品書留簿にそのてん末を記録すること。

- (5) 前記1の(6)のいずれかに該当する物品について、公告又は引取りを求めてから6か月を経過していない場合でも、売却してその代金を保管し、売却できないものは、廃棄できるものとする。

#### 7 釈放時の処理

差入人に引取りを求めているものの回答がなされない物品、又は公告中の物

品について、差入人が差し入れようとしていた被収容者が釈放された場合には、釈放者に引き渡すものとする。

なお、釈放者に引き渡した場合には、別紙 2 又は別紙 3 の回答書に受領年月日及び氏名を記載させ指印を徴し、そのてん末を記録すること。

8 その他

依頼文等は、個々の事案で異なる場合があるので、実情に沿った内容とし、差入人の誤解を招くことのないようにすること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

福岡拘置所 会計課長

先般、あなたから当所在所中の者に〇〇〇の差入れがありました。当所では、差入れできる物品の数を制限しており、制限数を超過した差入物品は、その引取りを求めています。

今回は、このような取扱いを御存知なかったものと思いますので、差入れされた物品は、差入れを受け付けますが、今後、制限数を超過して差入れされた場合、差し入れられた物品について、当所における廃棄、又は着払いの宅急便での返送、若しくは差入窓口での引取りを求めることとなりますので、御了承ください。

また、差入れされる際は、本人とよく連絡を取り、間違いのないようにお願いします。

※御不明な点がありましたら、会計課までお尋ねください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

福岡拘置所 会計課長

あなたが当所に収容中の 宛てに郵送で差入れされた物品は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第46条第1項第5号又は第51条に基づく、

- 1 当所で差入れを認める制限数量を超過した物品
- 2 当所で差入れを認めていない物品

のうち、〇に該当しますので、本人に交付できません。よって、送付した物品の引取りを求めますので、引取りの方法について別紙により〇月〇日まで  
に回答願います。

今後、上記に該当する物品については、引取りを求めることとなりますので、差入れする際にはよく連絡を取り、間違いのないようにお願いします。

なお、引取りを求めた日から6か月を経過するまでに引取りがなされないときは、国庫に帰属することとなりますので、早めの引取りをお願いします。

※御不明な点がございましたら、会計課までお尋ねください。

回 答 書

(いずれかに○印をしてください。)

1 着払いの宅配便で送付してほしい。

2 物品差入窓口まで行き、受け取ります。

(身分を証明できるものの提示及びシャチハタでない印鑑が必要ですので、準備願います。)

平成 年 月 日 頃引取り予定

平成 年 月 日 受領しました。

氏 名

ⓐ

3 送付した物品は廃棄処分しても構いません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

ⓐ

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

福岡拘置所 会計課長

あなたが当所に収容中の△△△△宛てに郵送で差入れされた□□は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第46条第1項第〇号に基づき交付できません。よって、送付した物品の引取りを求めますので、引取りの方法について別紙により〇月〇日までに回答願います。

今後、上記に該当する物品については、引取りを求めることとなりますので、差入れされる際にはよく連絡を取り、間違いのないようにお願いします。

なお、同法第46条第3項に基づき引取りを求めた日から6か月を経過するまでに引取りがなされないときは、国庫に帰属することとなりますので、早めに引取りをお願いします。

(物品の場合)

回 答 書

(いずれかに○印をしてください。)

1 着払いの宅配便で送付してほしい。

2 物品差入窓口まで行き、受け取ります。

(身分を証明できるものの提示及びシャチハタでない印鑑が必要ですので、準備願います。)

平成 年 月 日 頃引取り予定

平成 年 月 日 受領しました。

氏 名

ⓐ

3 送付した物品は廃棄処分して構いません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

ⓐ

(現金の場合)

回 答 書

(いずれかに○印をしてください。)

- 1 送料を差し引いた残金を現金書留で送付してほしい。
  
- 2 返信用の現金書留封筒及び送料分の切手を同封するので、それで送付してほしい。
  
- 3 現金差入窓口まで行き、受け取ります。  
(身分を証明できるものの提示及びシャチハタでない印鑑が必要ですので、準備願います。)

平成 年 月 日 頃引取り予定

平成 年 月 日 受領しました。

氏 名

Ⓢ

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓢ

## 差入金品還付公告

右の差入金品は差入人に返還しますので、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第46条第2項の規定により公告します。

還付を受けられる方は、公告の日から6か月以内に、福岡拘置所会計課窓口で還付の請求を行ってください。

### 記

公 告 日      平成      年      月      日

公告終了日      平成      年      月      日

福 岡 拘 置 所

	品 目	差入受付日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

-----  
福岡拘置所

## 差入物品受付票

番号		差入れの 相手方氏名		差入れを 受けた日	平成〇〇年〇月〇〇日
差入人住所					
差入方法		差入人氏名	様		
	品	目	数量	品	目
1			22		
2			23		
3			24		
4			25		
5			26		
6			27		
7			28		
8			29		
9			30		
10			31		
11			32		
12			33		
13			34		
14			35		
15			36		
16			37		
17			38		
18			39		
19			40		
20			41		
21			42		

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

福岡拘置所 会計課長

平成 年 月 日，あなたから当所の被収容者宛てに差入れ  
がありましたが，法律に基づき送付の事実等を確認させていただく必  
要が生じたため，お尋ねするものです。

つきましては，御手数ですが，別紙回答書に御記入の上，○月○日  
までに返送いただくようお願いいたします。

**回答書**

平成 年 月 日

福岡拘置所会計課長 行

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

- 1 最近、郵送又は宅配による差入れをされましたか。(□欄のいずれかに☑のチェックをお願いします。)  
 はい (→2, 3, 4についてお答えください。)  
 いいえ (以降の質問については、お答えいただく必要はございません。このまま御返送ください。)
  
- 2 いつ送付されましたか(郵送又は宅配業者等の別も御記憶があれば、お書きください。)
  
- 3 何を送付されましたか。具体的にお書きください。  
例：週刊文春〇月〇日号、黒色靴下1足 など
  
- 4 どなたに差入れされましたか。  
差入れの相手方氏名  
あなたとの御関係(続柄等、親族以外の方は可能な限り詳細にお書きください。)

質問は以上です。身分証明書の写し(運転免許証、保険証、住民票など、氏名・生年月日・住所が確認できる書類)を同封の上、本書を返送いただくようお願いします。御協力ありがとうございました。

差入判定簿			起案年月日	年 月 日	
			決裁年月日	年 月 日	
差入受付年月日	被收容者氏名	称呼番号	居室番号	品目 (現金)	数量 (金額)
年 月 日					
差入人氏名	続 柄				
決 裁 欄	意見・決定	理由等			
所 長	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
総 務 部 長	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
処 遇 部 長	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
処 遇 首 席	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
第 一 統 括	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
所 管 統 括	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
会 計 課 長	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)	<input type="checkbox"/> 起案者意見に同じ <input type="checkbox"/> その他			
起 案 者	1 差入許可 2 差入不許可 (引取通知)				
係 長 等					
領置係長	訟務				
【判定対象】	【通信文】	【備考】			
<input type="checkbox"/> 差入人 <input type="checkbox"/> 差入物	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				

## 仮留金品書留簿

物品 管理官	領置 主任官	係長	係

年月日	番 居 号 室	受刑者又は未決の別 被収容者氏名	品 目 (現 金)	数 量 (金 額)	備 考
	棟 階 室	受・未			

差入不許可判定日	平成	年	月	日		
引取りを求めた日 (依頼文発送日)	平成	年	月	日	釈放時に引き渡した日	平成 年 月 日
回答があった日	平成	年	月	日	差入人に引き渡した日	平成 年 月 日
公告開始日	平成	年	月	日	公告終了日	平成 年 月 日
国庫帰属日	平成	年	月	日		

物品 管理官	領置主任	係長	係

平成 年 月 日

てん末

--